太陽光発電事業を実施する事業者、土地所有者、市民の皆様へ

景観計画

(令和5年11月1日施行)

太陽光発電設備設置に関する条例

を改正しました!

恵那市では、良好な景観を形成するため平成24年に恵那市景観計画を策定しております。 今回、拡大する太陽光発電設備の設置を届出の対象とすることで、太陽光発電設備の設置に よって景観に与える影響が最小限となるよう計画を見直ししました。

また計画の見直しに合わせて、関係法令である景観条例及び太陽光発電設備設置に関する 条例の改正をしました。

● 改正ポイント (主な内容のみ記載しております。詳細は裏面をご覧ください。)

恵那市景観計画

- ・届出を要する行為に太陽光発電設備の追加 高さ10m以上又は面積1,000m以上の発電設備の設置等に届出が必要となります。
- ・工作物における届出を要する行為の変更 高さ10m以上の工作物を設置等する場合に、届出が必要となります。

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例

・事業者の定義の変更

太陽光発電設備設置事業を行う者だけでなく、共同の関係にあると認められる者も対象となります。

・条例に係る書類の閲覧規定の追加

書類の閲覧請求があった場合、権利を侵害するおそれがない範囲内で書類閲覧することが可能です。



【景観条例・太陽光発電設備設置条例に関するお問い合わせ】

恵那市役所建設部リニア都市計画局都市整備課 〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1 電話:0573-26-2111 (内線244,238)

【景観計画区域内行為届出書に関するお問い合わせ】

恵那市役所建設部リニア都市計画局建築住宅課 〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1 電話:0573-26-2111 (内線233,235)

市景観計画・条例・施行規則の一部改正

- 太陽光発電設備設置に対する景観形成基準の新設(計画P.55)
 - •パネルの配置や傾斜の配慮
 - •文化財・野外レクリエーション地などの近接地を避ける
 - •高さ15m未満 (架台の最下部からパネル最頂部)
 - •パネル及び附属設備の色彩を周囲の景観との調和
 - •太陽光発電設備の目隠しのための、塀や植栽の設置
 - •適切な太陽光発電設備の維持管理
 - •事業終了後の太陽光発電設備の適切な撤去
- 届出を要する行為の規模の変更(計画P.59、条例別表、施行規則別表)
 - <u>高さ10m以上又は事業面積が1,000m以上の太陽光発電設備</u>(新設、増築、改築若しくは外 観の過半を変更する修繕をする行為)
 - ・工作物(新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をする行為)における規模基準が高さ15mから10mに変更
- 条例の用語の定義に「太陽光発電設備」を追加(条例第2条第2項第5号)
- 景観形成住民協定締結可能な項目の対象に「太陽光発電設備」を追加 (第25条第2項第6号ウ、施行規則第22条第2号)



参考:太陽光発電設備の高さの求め方

市太陽光発電設備設置に関する条例・施行規則の一部改正

- 条例の目的に「周辺景観との調和」を追加(条例第1条)
- 事業者の定義に「共同の関係にある者」を追加(条例第2条第3号)
- 事業者の責務に「良好な景観を損なう事業の防止」を追加(条例第4条)
- 太陽光発電設備完成時に立入検査をする内容を追加(条例第13条第2項、施 行規則第12条第3項)
- 条例に係る書類の閲覧規定を追加(条例第19条の2、施行規則第18条)
- 地域住民等への説明の条件を追加(施行規則第5条)
 - 説明会を開催する場合、10日以上前に対象の住民へ周知
 - 事業の内容を十分に理解されるような説明を行い、地域住民等から意見を求める
 - 地域住民等の質問及び要望に対して誠実な回答をする
 - 説明内容、地域住民等の意見及び意見に対する回答等の記録の作成
- 地域住民が説明に応じない場合など、事業者は3回以上の説明を要しない規定を追加(施行規則第6条第4項)